

議案第20号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属するみなと温泉館の下水道料金の支払不足に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

米子市 企業

2 和解の要旨

県は、損害賠償金2,877,459円を支払うものとすること。

3 事件の概要

和解の相手方が指定管理者として平成17年度から平成22年度まで運営業務を行っていたみなと温泉館（境港市竹内団地）について、業務仕様書に基づき浴槽清掃による湯水を毎日下水道に排水しながら、週1回分の料金しか支払っていなかったことが平成22年10月に判明した。

このため、和解の相手方は、過去5年間分として4,877,049円の下水道料金の追加納付を境港市から請求されている。

県が、平成17年1月に指定管理者を公募した際に、下水道料金の算定方法や清掃回数の増加についての説明が不足していたことがこの支払不足の発生の一因となっていることから、和解の相手方が境港市に支払う下水道料金の追加納付額のうち、当該説明不足により生じたと認められる額を損害賠償金として県が支払うことで和解しようとするものである。